

北杜市 A I チャットボットサービス導入及び 運用・保守業務公募型プロポーザル実施要領

北杜市北杜未来部未来創造課

北杜市 A I チャットボットサービス導入及び運用・保守業務企画提案実施要領

1. 業務目的

人工知能を活用した自動応答システム（A I チャットボットサービス）を導入し、市民からの問合せに 24 時間 365 日対応可能なシステム及び職員からの問合せ対応業務の省力化を図るシステムの構築により、問合せ対応業務の効率化と住民サービスの向上を実現できる環境づくりを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

北杜市 A I チャットボットサービス導入及び運用・保守業務

(2) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 10 月 31 日まで

(3) 業務の仕様

別添 1 「北杜市 A I チャットボットサービス導入及び運用・保守業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間（予定）

(ア) システム利用期間：

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日まで

(イ) システム構築期間：

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3. 提案上限額

令和 5 年度の総額 金 2,970,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日の月額使用料 金 264,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4. スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------------------------|
| (1) 公募期間 | 令和 5 年 8 月 31 日（木）～令和 5 年 9 月 22 日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和 5 年 9 月 8 日（金）午後 5 時まで |
| (3) 質問回答期限 | 令和 5 年 9 月 19 日（火）午後 5 時までに回答 |
| (4) 参加申込期限 | 令和 5 年 9 月 22 日（金）午後 5 時まで |
| (5) 提案書提出期限 | 令和 5 年 10 月 2 日（月）午後 5 時まで |
| (6) 書類審査 | 令和 5 年 10 月 5 日（木） |
| (7) 書類審査結果の通知 | 令和 5 年 10 月 13 日（金）までに通知 |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和 5 年 10 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から |
| (9) プレゼンテーション審査の結果通知 | 令和 5 年 10 月 27 日（金）までに通知 |
| (10) 契約締結 | 令和 5 年 11 月上旬 |

5. 参加資格

参加者は、以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

プロポーザルに参加することができる参加者は、北杜市入札参加者名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）で、公告日又は指名通知を行った日から契約日までに、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、市長が認めた場合は、参加することができる。

- ア 複数の地方公共団体に導入実績があり、現在も利用されていること。なお、システムの無償提供は、導入実績に含めないものとする。
- イ 提案事業者並びにシステム開発業者が「情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001」の認証を受けており、継続的な更新が適時行われていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- エ 北杜市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）第2条の規定に基づく暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- オ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- ク プロポーザル実施前6箇月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- ケ 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

6. 参加申込の手続

(1) 提出書類

※関係書類は北杜市ホームページからダウンロードすること。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 参加事業者の概要が確認できるもの
（会社案内、事業経歴書、システムの導入実績等）
- ウ 提案者情報調書（様式第2号）
- エ 業務体制調書（様式第3号）
- オ 使用印鑑届（様式第4号）
- カ 印鑑証明書
- キ 履歴事項全部証明書（写）
- ク 国税に未納がない証明書（写）
- ケ 都道府県税に未納がない証明書（写）
- コ 区市町村税に未納がない証明書（写）
- サ 財務諸表

(2) 提出期間

令和5年8月31日(木)から令和5年9月22日(金)まで

(3) 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール(郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。到達確認を電話で行ってください。)

持参の場合、北杜市の休日を定める条例(平成16年条例第2号)に定める日(以下「市の休日」という。)を除く平日の午前8時30分から午後5時まで受付

(4) 提出部数

1部

7. 説明の開催の有無

予定なし

8. 提案書の作成方法

参加申込書を提出した者は、提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提案書の様式

ア 事業提案書(様式第5号)

イ 提案書(任意様式)

ウ 見積書(任意様式)

A4版で作成し、見積書の内訳を添付すること。

※消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

エ 令和6年4月1日から令和10年10月31日の見積書(任意様式)

A4版で作成し、見積書の内訳を添付すること。

※見積書は年度ごとに作成すること。

※消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

(2) 提出期限

令和5年10月2日(月)午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※郵送の場合、提出期間内必着

※持参の場合、市の休日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで受付

(4) 提出部数

12部

(5) 記入上の注意事項

ア 提出書類は、A4版、横書き、左綴じとする。任意様式でA3版を使用する場合は折綴じとすること。

イ 文字サイズは12ポイント以上(図、表、画像は除く。)とし、簡潔・明瞭に記載すること。

と。

ウ 目次、インデックスの添付、ページの付番等、見易さに留意すること。

9. 提出書類及び著作権等の取扱い

- (1) 提出された提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとする。提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとする。
- (2) 提出された書類等は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用しない。
- (3) 提出された書類の追加、差し替え、訂正等はできない。
- (4) 事業提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (5) 審査結果に関する質問及び異議申立ては受け付けない。
- (6) 提出書類は、北杜市情報公開条例（平成16年条例第12号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの特定者決定前において、決定に影響が生じる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

10. 質疑応答

(1) 受付方法

参加申込した者（以下「参加者」という。）で、本実施要領の記載事項に関して質問がある者は、次の受付期間内に質問書（様式第6号）を提出すること。なお、提出方法はFAXとし、質問書を送付した旨の電話連絡を行う。口頭による質問、審査に係る質問は受け付けない。指定の方法でない場合、明らかに参加資格を満たしていないと認められる場合には、回答しない。

(2) 受付期間

令和5年8月31日（木）から令和5年9月8日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

質疑に関する回答は、受付の翌日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に、北杜市ホームページにおいて行う。

回答期限は令和5年9月19日（火）

11. 失格事項

参加者が契約締結までに、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格に該当しない場合
- (2) 提出書類を期限内に提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合

1 2. 審査・選定

(1) 審査委員会の設置

受託者の選定に当たり、「北杜市 AI チャットボットサービス導入及び運用・保守業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、非公開で行うものとする。

(2) 書類審査

参加者が4者以上の場合、令和5年10月5日（木）に、別表の「評価基準」（プレゼンテーションを除く。）に基づき北杜未来部で書類審査を行い、3者を選考する。審査結果は、審査実施日の翌日までに参加者に対して電話で通知し、その後書面で通知する。なお、審査の内容や経過に関する問い合わせには応じない。また、本審査を通過しない者は、「(3) プレゼンテーション審査の実施」に参加することができない。

(3) プレゼンテーション審査の実施

令和5年10月20日（金）午後1時30分から
時間及び会場の詳細については、別途参加者に通知する。

(4) 審査方法

- ア 提出した提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- イ 出席可能人数は3名以内とする。
- ウ プレゼンテーション20分、質疑応答20分とする。
- エ プロジェクターを使用する場合は、パソコン（HDMIに接続できるもの。）を持参し、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

(5) 審査基準

提案書の評価項目、評価の着目点及び配点は、別表「評価基準」のとおりとする。

各委員の評価合計点で1位が最も多かった者を特定者、次いで1位が多かった者を次点者に選定する。1位が同数の場合は、総評価合計点により選定する。なお、参加者が1者の場合については、審査において、各委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、本実施要領を満たすものと判断し、その参加者を特定者として選定する。

上記の方法でも特定者、次点者が決定できなかった場合、審査委員会協議の上で特定者、次点者を決定する。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、審査実施日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に参加者に対して電話で通知し、その後書面で通知する。なお、審査の内容や経過に関する問合せには応じない。

1 3. 契約に関する基本的事項

(1) 市と特定者は、事業内容について協議のうえ、契約手続を行う。

(2) 特定者との協議が整わない場合、資格要件を満たさなくなった場合、または事故等特別な事情がある場合は、特定者はその地位を失い、次点者が代位者となる。なお、契約締結後において、特定者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した時は、契約を解除できるものとする。

- (3) 契約は提案上限額を限度とし、施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。
- (4) この契約は、「北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合は、本市は当該契約を変更し、又は解除することができる。

14. 経費の負担に関する事項

- (1) 応募のために要する一切の費用は、全て参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 緊急時において、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 提出された書類に係る著作権は参加者に帰属する。ただし、受託者に選定された者が作成した提案書等については、市が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

15. 担当部署

北杜市役所 北杜未来部 未来創造課 デジタル戦略担当 担当者名：矢崎 荻原
〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
電話：0551-42-1164
FAX：0551-42-1127
メール：miraisouzou@city.hokuto.yamanashi.jp

以上